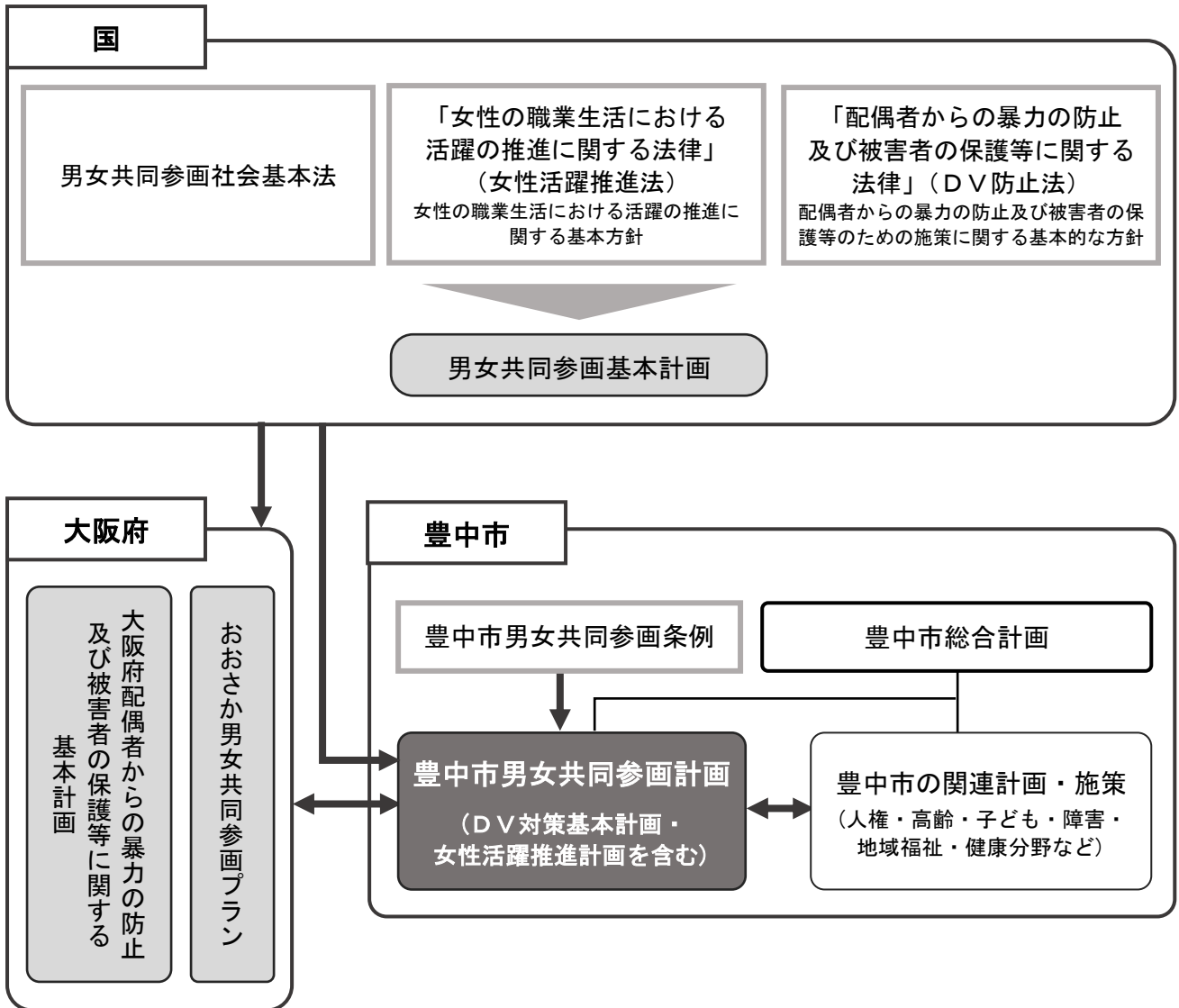


第3次豊中市男女共同参画計画の位置づけ・考え方等について

計画の位置づけ等

- 本計画は「豊中市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は「豊中市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、市が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたって、男女共同参画の推進に配慮する際の指針となるものです。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）を含む計画です。
- 本計画は「第4次豊中市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性をもつものです。
- 本計画は国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン（2021-2025））」をふまえて策定するものです。

【計画の位置づけイメージ】



SDGsと豊中市の取組みについて

本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図ってきました。また、令和2年度（2020年度）には本市がSDGsの達成に向けて提案した取組みが国に評価され、「SDGs未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsに関する取組みを推進しています。

第4次豊中市総合計画前期基本計画における取組みの方向性とSDGsの理念や目標は概ね合致しており、計画に掲げた「まちの将来像」の実現に向けて、構成する5つの柱「子育て・子育て、教育環境の充実」、「安心・安全の確保」、「都市の活力と快適性の向上」、「健康な暮らしと活躍できる社会の構築」、「持続可能な行財政運営の推進」とそれに紐づく施策・事業を推進することにより、SDGsの達成に結び付けます。

SDGsの全17の目標分野について、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、全ての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。

また、本計画では「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」とともに、「目標3 全ての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等を減らそう」、「目標16 平和と公平をすべての人に」の6分野に関わる施策内容を含んでいます。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までの10年間とします。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和8年度（2026年度）に計画の中間見直しを行い、必要に応じて改定します。

計画の進行管理

計画の達成度や取組みの進捗状況を的確に把握・評価するため、指標を活用しながら、より効果的な計画推進に資するための進行管理を行います。

また、重点的に取り組む施策を設定し、計画の効果的な推進、進行管理を図ります。

計画の基本的な考え方

基本理念

本計画は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」をめざすものです。

基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」に向けて必要となる取組みの柱として、以下の4つの基本目標を設定します。

なお、基本目標2「あらゆる暴力を根絶する」の一部は「豊中市DV対策基本計画」、基本目標4「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」は「豊中市女性活躍推進計画」として位置づけます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する2 あらゆる暴力を根絶する3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する |
|--|

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。

本市では、固定的な性別役割分担にとらわれない意識は浸透してきているものの、男性では女性より賛成派が多いなど、いまだ十分ではありません。また、多くの市民は、LGBTをはじめとする性的少数者が生活しづらい社会であるという意識を持っていることから、性の多様性に対する理解の促進が重要となっています。

このような状況を踏まえ、性別による差別が起きないように、互いの人権を尊重し合う意識づくりを進めるとともに、男女共同参画の意識をはぐくむための教育・学習や広報・啓発活動を行い、人権尊重と男女共同参画への意識改革に取り組みます。

また、特に、次世代を担う子どもたちや若年層、固定的な性別役割分担意識が強く残っている傾向がある男性には、効果的かつ積極的なアプローチを図り、人権尊重と男女共同参画への意識の改革に取り組みます。

基本目標 2 あらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪は、個人の尊厳を傷つける人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現をめざすうえで、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪などあらゆる暴力の根絶は克服すべき課題となっています。

本市の「すてっぷ相談室」には毎年数百件のDVに関する相談が寄せられており、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、相談件数はさらに増加しています。

また、市民の精神的暴力と社会的暴力に関する認識には男女差があり、暴力行為に対する認知が十分ではないことがうかがえます。さらに、DVを受けた経験がある女性の3割、男性の6割は「相談しようとは思わなかった」と考えており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が男女とも4割を占めていることから、被害認識の低さが相談につながらない大きな要因になっていることがわかります。

このような状況を踏まえ、一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識をもつための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などに取り組み、あらゆる暴力の根絶をめざします。

なお、本市では基本目標2の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）として位置づけます。

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

男女共同参画社会を実現していくためには、性別はもとより、一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、困難な状況に置かれた場合も包括的な支援が受けられる環境・体制が必要となります。

本市では、依然として女性の労働力率はM字カーブを描き、全体的に国及び大阪府より低い状態にある一方で、現在就労していない母親の8割以上は何らか就労希望を持っており、女性の就労・就労継続が課題となっています。

また、社会経済情勢の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、生きること、生活することに困難さを抱える人が増加しています。特に、ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人は厳しい状況に置かれることが多く、さらに女性であることでさらに困難な状況に置かれる場合があることから、それぞれ実情に応じたきめ細かな支援、分野等を超えた包括的な支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、すべての市民が自ら考え方や生き方を選択して生活できるよう、その人が本来もつ力を引き出し、高めること（エンパワーメント）への支援や、「すべての人に対して・すべての人が支える」システムである地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築・強化などを通じて、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備していきます。

基本目標4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の活躍を迅速かつ積極的に推進し、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画しやすい環境を整備すること、そして、男女が共に充実した職業生活、その他社会生活、家庭生活を送ることができることが重要となります。また、それは来るべき「人口減少社会」「人生100年時代」を明るく未来にかえていくことにつながります。

本市では、就業者に占める女性の割合は横ばいで推移していますが、依然として女性の労働力率は大阪府及び全国と比べて低く、一方で、女性の非正規職員・従業員の割合は大阪府及び全国と比べて高い状態にあります。

また、市民の生活の希望（理想）と現実のギャップをみると、女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を、男性では「仕事」を優先せざるを得ない人が多くなっており、男女どもワーク・ライフ・バランスを実現したくても、できていない状況にある人が多くなっています。

一方、市内の事業者ではワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施する事業所が7割を占めていますが、各種ハラスメント対策に向けた具体的対応や多様な働き方の実現に向けた取組みへの支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、様々な分野での女性の参画を一層拡大し、持続可能で多様性に富んだ社会をめざすとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み、多様な働き方への支援などを通じて、あらゆる分野での女性の活躍をめざします。

なお、本市では、基本目標4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけます。

基本的視点

4つの基本目標を達成するため、以下の6つの基本的視点を踏まえて、関連する施策・取組みを推進していきます。

- (1) 互いの人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 安心して暮らせる社会・環境づくりの推進
- (5) すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進
- (6) 市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進

基本的視点の内容（第2次計画との比較）

第2次計画（現行計画）	第3次計画（次期計画）
（1）互いの人権の尊重 一人ひとりの人権の尊重は、すべての施策の基本であり、最も重要な視点です。しかし、固定的な性別役割分担意識（ジェンダー・ステレオタイプ）に基づく性差別は社会のさまざまな場面で存在し、また、女性や子どもをはじめとしたあらゆる人への暴力は重大な人権侵害となっています。 一人ひとりが生涯の中で、あらゆる場・機会を通じて、継続的に人権尊重の理念に対する理解を深めていくことが重要です。	（1）互いの人権の尊重 一人ひとりの人権の尊重は、すべての施策の基本であり、最も重要な視点です。しかし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく性差別は社会のさまざまな場面で存在するとともに、女性や子どもをはじめとしたあらゆる人への暴力は重大な人権侵害となっています。また、性的指向及び性自認の多様性に対する誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現も求められています。 そのためにも、一人ひとりが生涯の中で、あらゆる場・機会を通じて、継続的に人権尊重の理念に対する理解を深めていくことが重要です。
（2）固定的な性別役割分担意識の解消 男女共同参画社会の実現や女性の活躍を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている固定的な性別役割分担意識があります。 この意識は時代とともに変わりつつあるものの、長い時間をかけて人々の意識として形成されたもので、容易に払拭できるものではありません。 しかし、性の多様性を尊重し、性別にとらわれずに生きることのできる社会を実現し、すべての人が共に社会のあらゆる分野に参画するためには解消していかなければならない課題です。そのためには、無意識のうちに根づいている性別役割分担意識を、一人ひとりが日常生活の中で見直していくことが重要です。	（2）固定的な性別役割分担意識の解消 男女共同参画社会の実現や女性の活躍を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている固定的な性別役割分担意識があります。 この意識は時代とともに変わりつつあるものの、長い時間をかけて人々の意識として形成されたもので、容易に払拭できるものではありません。 しかし、性別にとらわれずに生きることのできる社会を実現し、すべての人が共に社会のあらゆる分野に参画するためには解消していかなければならない課題であることから、すべての取組みの基盤として位置づけ、施策を推進していく必要があります。

第2次計画（現行計画）	第3次計画（次期計画）
（3）男性にとっての男女共同参画 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。しかし、固定的な性別役割分担意識は、男性により強く残っている現状があり、家事や育児、介護などの家庭的責任の多くを女性が担っていることにもつながっているとの指摘もあります。また、男性自身が「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識にとらわれ、男性の家庭や地域活動への参画の障壁となっているばかりか、心身の健康を損なう要因にもなっています。 男性の意識変革や家庭・地域への参画を可能にするための環境整備、心身の健康づくりなど総合的な施策を展開することが重要です。	（3）男性にとっての男女共同参画の推進 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくるうえで重要です。 しかし、女性と比べて男性では、固定的な性別役割分担意識が依然として強く、DVやセクシュアル・ハラスメントに対する認識も低い状態にあります。 一方、男性自身が、「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識や男性中心型労働慣行などにとらわれ、育児休業を取りづらい、家庭・地域活動に参画できない、心身の健康を損なうといった問題も顕在化しています。 そのためにも、男性の意識変革はもとより、家庭・地域活動に参画しやすい環境整備、男性への相談支援など、男性にとっての男女共同参画を推進することが重要です。
（4）自立に向けた力の育みへの支援と安心して暮らせる環境の整備 高齢化や雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難さが広がっています。とりわけ高齢単身女性や母子世帯、障害者女性、外国人女性など複合的な差別を受けている人たちの状況は悪化しつつあります。また、失業した中高年や就職できない若者たち、ニート・ひきこもりの若者たちなど、年代を問わず、生きること、生活することに困難さを抱えている人たちが増えつつあります。 このように自立が必要な人たちの生きる力、生活する力を育むための支援が必要です。また、セーフティネットとして、貧困など生活上の困難に対応するとともに、貧困などを防止するための取組みが重要です。	（4）安心して暮らせる社会・環境づくりの推進 人口減少社会が本格化し、未婚・単独世帯は増加しており、人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸し、人生100年時代を迎えようとしています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、コロナ下での緊急対応とともに、感染症の収束後を見据え、「新たな日常」への対応が求められています。 このような中で、生きること、生活することに困難さを抱える人は増加するとともに、男性と女性に対して異なった社会的・経済的な影響を及ぼしており、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれることもあります。 そのためにも、男女共同参画の視点に立った地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築・強化の取組みを中心に、社会の大きな変化に対応し、安心して暮らせる社会・環境づくりにつながる男女共同参画を進めることが重要です。

第2次計画（現行計画）	第3次計画（次期計画）
（５）ワーク・ライフ・バランスの推進 働く場では男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）が依然として根付いています。また、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識により、男性は長時間労働、女性は家事・育児・介護が優先され、仕事と生活の調和を望んでいても実現できておらず、家庭以外の場における女性の活躍が困難になる場合が多い状態にあります。 女性の活躍は男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。子育てや介護サービスの充実を図り、育児・介護休業の取得を促進するとともに、市民や事業者などに対して、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスへの理解を促進し、男性中心型労働慣行を見直すことで、女性の活躍を推進していくことが重要です。	（５）すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進 固定的な性別役割分担意識や男性中心型労働慣行などにより、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先せざるを得ない人が多く、男女ともに仕事と生活の調和を望んでいても実現できていない人が依然として少なくありません。 一方で、社会に大きな変化が想定される中で、すべての人が希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになること、そして、働き方や暮らし方の変革によるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。また、女性の活躍の推進は、女性自身の自己実現とともに、社会の持続可能性の向上につながります。 そのためにも、すべての人が自ら考え方や生き方を選択して生活できるよう、その人が本来もっている力を引き出すことへの支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍の推進などを通じ、「人口減少社会」「人生100年時代」を明るく未来にしていくための男女共同参画を推進することが重要です。
（６）男女共同参画を視点にした地域での学習や活動の推進 少子高齢化や、地域のつながりの希薄化が進む中で、地域での社会的な活動の取組みが重視されています。男女共同参画においても、地域における固定的な性別役割分担に基づく慣習の見直しや、女性に対する暴力を早期に発見するためのつながりを持つことが重要であり、身近なところでの学習が効果的です。 地域における拠点を活用し、市民一人ひとりのライフステージに応じて、男女共同参画の視点を盛り込んだ学習や活動の推進を図ることが必要です。	（６）市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進 男女共同参画社会を実現するためには、市はもとより市民、地域、事業者、グループ・団体、関係機関等が、自発的・主体的な取組みを継続的に進めるとともに、多様な主体が目的・目標を共有し、連携・協働して取組みを展開していくことが重要です。 そのためには、本市で培われてきた「市民力」「地域力」やこれまでの取組みを活かすとともに、「すてっぷ」を協働の拠点と位置づけて積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った取組み、仕組みづくりなどを展開することが重要です。
（７）市民・事業者等との協働による男女共同参画の推進 男女共同参画社会を実現するためには、市はもとより市民、事業者、グループ・団体、関係機関等が自発的・主体的な取組みを進めるとともに、それぞれが連携・協働して取り組むことが重要です。 そのためには、「すてっぷ」を協働の拠点と位置づけ、多様な立場の人々が社会のさまざまな場面で活躍できるような仕組みづくりを進めることが重要です。	